

公益社団法人
静岡県鍼灸マッサージ師会 会員各位

厚生労働大臣免許保有証 新規申請並び更新の手続きについて

令和 7 年 6 月 吉日

会員皆様方におかれましてはご健勝の事と存じます。
年に一度の厚生労働大臣免許保有証の手続きのお知らせです。
国家資格免許者である皆様が免許を保有していることを確認するための携帯カードです。

1. 申請期間：令和 7 年 7 月 1 日～8 月 31 日（必着）（期限内厳守）

2. 申請発行代

【新規】【更新】 全鍼会員 ¥2,000 会員外 ¥4,000

【書換え】【再交付】全鍼会員 ¥3,000 会員外 ¥4,000

※令和 7 年度、全鍼師会会員については保持・普及推進の為、
新規・更新 ¥2,000 /人 書換え・再発行 ¥1,000 /人 助成します。

振込先 郵便局 払込取扱票（0 から始まる振込用紙）
00800-6-217188 （加入者名）公益社団法人 静岡県鍼灸マッサージ師会
なお振込手数料はご負担下さい。

記入欄の所に住所、氏名、所属（全鍼・日鍼など会員番号）新規・更新・書換え・再発行の明記
連絡の取れる電話番号のご記入を必ずお願い致します。

<提出書類>

1 厚生労働大臣免許保有賞交付申請書及び写真貼付け用紙

交付申請書に関しては下記の URL よりダウンロードし、入力、送信をお願い致します。
スムーズな申請、誤入力を防ぐため申請者ご本人による入力作成をお願い致します。

申請者用のサイト <https://skmsys.oitsk.jp/houser>

（会員や一般有資格者が申請用紙を作成、印字するページ）

新規の方はユーザー登録をして下さい

2 住民票（本籍地記載のもの）原本 1 部 発行日より 6 ヶ月以内のもの

「個人番号（通称：マイナンバー）」の記載がないものを提出してください。

3 本人確認提出書類(原本とコピー)

☆ 1 点でよい書類（下記 7 点よりいずれか 1 点）

運転免許証、マイナンバーカード（コピーは表面のみ）、パスポート、身体障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書、写真付き住基カード

☆ 2 点必要な書類（上記 1 点でよい書類がない場合）

（下記①と②から各 1 点、又は①から 2 点が必要です）

④健康保険証、国民健康保険証、共済組合員証、後期高齢者医療被保険者証、国民年金証書（手帳）、厚生年金証書、恩給証書、共済年金証書、印鑑登録証明書（この場合は登録した印鑑も必要です）、写真無し住基カード等

⑤次のうち写真が貼ってあるもの

学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書等

4 各種免許証のコピー（各一部） あはき免許証

※「厚生大臣免許」または「厚生労働大臣免許」をお持ちの方、

「都道府県知事免許」で「申請が2回目以降」の方は、あはき免許証の提出は「不要」

【都道府県知事免許】をお持ちの方で 【新規発行】の方のみ

（申請する免許証[免許証明書]をA4サイズでコピーをお取りください。必ず裏面を確認し、記載のある場合は裏面のコピーもお取りください。手帳式の場合は全ページコピーしてください。）

5 申請手数料の払込受領書（振り込み控えのコピー）

6 保有証送付用封筒（長312cm×23.5cm 定型）

郵便番号、住所、氏名（様 記入）をご記入の上、

切手（簡易書留郵送料¥460 分）を貼って下さい

7 保有証のコピー（表面）

保有証【書換え】または【更新】の方

交付申請書に関しては下記の URL よりダウンロードして下さい。

スムーズな申請、並びに間違いを防ぐために申請者ご本人による入力作成をお願い致します。手続きの方法については、添付資料の手引きを参考に行ってください。

申請者用のサイト <https://skmsys.oitsk.jp/houser>

（会員や一般有資格者が申請用紙を作成、印字するページ）

<注意事項>

- ・保有証の有効期間は5年です。
- ・有効期限内の申請に関しては、紛失とみなし、再発行になります。
- ・本籍地、住所変更などがあった方は書き換えになります。
- ・あま指・はり・きゅうの各厚生労働大臣免許証記載の本籍・氏名が現在と違う場合は、免許証自体の書き換えが必要です。書き換え後、保有証の申請可能になります。ご承知下さい。

必ず保有証の記載事項をご確認の上、お間違えのないようにご対応下さい

厚生労働大臣免許保有証 申請システムに関するお問合せ

静岡県鍼灸マッサージ師会 免許保有者証 担当 小林 0557-81-8763

申請提出書類送付先

〒413-0011 熱海市田原本町 8-6 ハローズビル 302 号 小林 優夢 宛て